

一般社団法人輝水会
令和3年度第1回通常理事会議事録

日 時 令和3年5月8日(土) 午後13時00分～
場 所 東京都世田谷区奥沢8-30-10本部事業所エレメンタルスタジオ内
理事総数 3名

監事総数 1名
出席理事 4名 手塚 由美、小川 彰、木畑 実麻
出席監事 1名 山中 章江
オブザーバー参加 笹島 正年

定款第29条の規定により、理事長手塚由美が議長席につき、過半数以上に当たる理事の出席を得ているので、本理事会は適法に成立した旨を告げ議事に入った。

【決議事項】

第1号議案 令和2年第9期事業報告書及び計算書類承認の件

議長より、本件について、別添え付属資料を示しながら説明に入った。議場に諮ったところ全員異議なくこれを了承し原案どおり承認可決した。

第2号議案 定款一部変更の件

議長より、本件について、別添え付属資料を示しながら説明に入った。定款第3条(目的)及び、同第4条(公益目的事業)並びに経営委員会の立ち位置を明確にするため、第7章として経営委員会の各条文の新設の一部変更について、全員で審議した。すべての人が障害の有無により分け隔てられることなく共生社会に向けてスポーツを一緒に楽しむという今までなかった文化を当たりまえに地域に根付かせることとし目的に挙げた。

また、公益法人認定法上の概念(同法第2条4号)である公益目的事業別表各23事業のうち、九「教育、スポーツなどを通じて、国民の心身の健全な発達に寄与し、または豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に合致すると考え、公益目的事業に反映した。さらに公益法人の気構えとして、理事会と同列に経営委員会を定款上位置づけた。議場に諮ったところ全員異議なくこれを承認した。

第3条(目的)

この法人は、地域において全ての人々が障害の有無により分け隔てられることなく共に生きる社会の実現に向けて、対等に人格と特性を尊重し合いながらスポーツと一緒に楽しむ文化を地域に根づかせ、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

第4条(公益目的事業)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育、スポーツ等を通じた心身の健全な発達及び社会参加支援事業
 - (2) その他公益目的を達成するために必要な事業
- 2 前二号の事業については、東京都において行う。

第7章 経営委員会を新設として、

第7章 経営委員会

第32条（設置）

この法人に、理事会の諮問機関として経営委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

第33条（構成及び組織）

委員会は、公正かつ中立的な第三者による経営監視体制を強化するために、複数の社員、外部の有識者、専門家等で構成され、独立した見地より適正性・適法性を旨として、法人の重要な問題について監視、助言の職務を負う。

2 委員会は、3名以上の経営委員（以下、「委員」という。）で構成される

3 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

4 委員長は、委員の中から委員の互選により選定する。

5 委員長は、委員会の会務を総理する。

6 委員長に事故ある場合に委員長の職務を代行する者は、委員長が委員会の同意を得て委員の中から指名することができる。

7 監事は、委員会に出席し意見を述べる権利を有する。

第34条（選任及び解任等）

委員は、理事会の決議により選任する。

2 委員の資格要件は、現理事並びに監事は兼務できない。

3 委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要した費用を受け取ることができる。

5 委員に背信行為、その他委嘱を継続しがたい特別な事由があると認められたときは、理事会の決議をもって解任することができる。

第35条（経営監視事項）

委員会は、次の事項について経営監視の職務を果たす。

- (1) 法人経営の基本原則の遵守に関わる組織、体制、制度等らについての改善提言等
- (2) 法人経営に関する重要な課題について問題点・課題等

- (3) 自己統治（自律的ガバナンス）の強化に関わる組織、体制、制度等
- (4) コンプライアンス体制及びコンプライアンスに関する行動指針等の策定・運用等
- (5) 重要な理事会付議事項についての問題点等
- (6) コンプライアンス違反が発生した場合、監事に協力して理事会への実態調査、分析及び対応策並びに再発防止策の確認、委員会の意見表明
- (7) 前各号の経営監視事項の対象は、この法人とする

第36条（開催）

委員会は、年1回以上の定例開催に加え、必要に応じて随時開催する。

2 委員会は、委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、Web 会議を開催できる。

第37条（招集）

委員会は、委員長がこれを招集する。委員長に事故があるときは、委員会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の委員が招集する。

2 委員会招集の通知は、会日の7日前までに各委員に対して発するものとする。

3 前項にかかわらず、委員全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで委員会を開催することができる。

第38条（決議）

委員会の議事は、総委員の過半数が出席し、出席した議決に加わることができる委員の過半数をもって決する。

2 委員会の議決に関して特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

第39条（議事録）

委員会の議事について、委員会は議事録を作成し、出席した委員がこれに記名捺印して、主たる事業所に備え置く。

（以降第40条～第52条まで条数繰上げ、現行のとおり）

第3号議案 経営委員会規程一部変更の件

議長より、本件について、別添え付属資料を示しながら説明に入った。経営委員会規程一部変更について全員異議なくこれを承認した。

第4号議案 令和2年第9期定時社員総会招集の件

記

日 時：令和2年6月19日（土曜日）

時 間：13：30～定時社員総会 終了後ただちに令和3年度第2回理事会を開催

場 所：東京都世田谷区奥沢8-10-30

本部事務所エレメンタルスタジオ内

2. 会議の決議事項の件

議長より、本件について、別添え付属資料を示しながら説明に入った。議場に諮ったところ全員異議なくこれを承認した。

【決議事項】

第1号議案 令和2年年第9期（令和2年4月1日～令和3年3月31日）事業報告及び計算書類承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

第5号議案 新規個人正会員入会希望者承認の件

議長より別添え付属資料を示しながら説明に入った。議場に諮ったところ全員異議なくこれを承認した。

新規個人正会員 井筒 紫乃 遠山 中夫

【協議事項】

1. 定款変更に伴うHP記載事項の整合性確認の件

議長より別添え付属資料を示しながら説明に入った。全員で協議し、公益認定の際にHP内容を選任者が確認することから、改正した定款及び令和3年度事業計画書との整合性を図り、内容を整えていくこととした。

2. 世田谷区福祉人材育成・研修センター夏休み福祉体験と10分映像制作の件(別紙参照)

議長より別添え付属資料を示しながら説明に入った。全員で協議し信仰内容を確認するとともに、提出する10分間のパワポに声を吹き込む方法を用いた映像の作成を7月中旬までに行うこととした。シフト等は現在のコロナ感染症による緊急事態宣言の状況を見ながら詰めていくこととして。

3. ケアコミュ学会における一般演題依頼の件

議長より別添え付属資料を示しながら説明に入った。全員で協議し現状は優先して行うべき、令和2年年第9期社員総会の準備、及び公益認定の申請等、行うべき業務が

山積していることから、今回の演題参加を見合わせることにした。

【報告事項】

1. 世田谷区スポーツ推進課による「リハ・スポーツ教室」後援承認の件
議長より別添え資料を示しながら報告があった。
2. リハ・スポーツ教室一時休止の件
議長より別添え資料を示しながら報告があった。
3. スミセイ助成金による公式ボッチャセット購入の件
議長より別添え資料を示しながら報告があった。議長より、いつでもどこでもお金をかけずに取り組むリハ・スポーツにおいて高価な道具を用いなくとも行えることを示すことが必要であり、高価な道具の購入に関し協議する必要がある。また、今後助成金の使途として、研究費及び人件費を計上できるように策を考えることが望ましいとの意見があった。
4. 第2回水中リハオンライン講習会開催の件(木畑)
木畑理事より別添え資料を示しながら報告があった。
5. 公認定申請の件
議長より別添え資料を示しながら報告があった。

以上をもって本日の議事を終了したので午後17時10分、議長は閉会を宣した。
上記議事の経過の要領およびその結果を証するためこの議事録を作成し、出席理事及び監事は記名押印する。

令和3年5月8日

一般社団法人輝水会

議長・理事長 手塚 由美 法人印

理事 小川 彰 印

同 木畑 実麻 印

監事 山中 章江